

IFRSをめぐる動向 第60回 負債性金融資産の分類及び測定(2013年9月から12月までの再審議の状況)

1. はじめに

本連載は、主に国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)の月次合同会議等での討議内容に基づき、IFRSをめぐる最新の動向を伝えることを目的としています。今回は、2013年9月から12月までにIASBとFASBで行われた負債性金融資産の分類及び測定についての再審議の内容を解説します。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめお断りしておきます。

2. 再審議の背景

2012年11月、IASBは、現行のIFRS第9号(2010年)(以下、IFRS第9号という)に限定的な修正を加える公開草案「分類及び測定:IFRS第9号の限定的修正」(以下、「限定的修正ED」という)を公表しました。現行のIFRS第9号では、負債性金融資産の分類及び測定は、①金融資産を管理する企業の事業モデル(以下、「事業モデル」という)と②契約上のキャッシュ・フロー特性(以下、「契約CF特性」という)の2つの要件によって決定されます。限定的修正EDにおいて、この現行のIFRS第9号の一般的な原則については変更ありません。

一方、FASBは2013年2月に金融商品の分類及び測定に関する包括的なモデルを提案する会計基準更新書案「金融商品—全般(サブトピック825-10):金融資産及び金融負債の認識及び測定」(以下、「ASU案」という)を公表しました。このFASBから公表されたASU案の負債性金融資産の会計処理に関する提案は、おおむねIASBの限定的修正EDとコンバージェンスしたものとなっていました。

両審議会は、公開草案に対してコメント期間に受領したフィードバック等をもとに、2013年9月から合同で再審議を開始しています。以下では、公開草案において両審議会が提案する負債性金融資産の分類及び測定モデルの概要を示し、両審議会による合同会議の審議内容における契約CF特性と事業モデルの要件に関する主な論点とそれに関連する仮決定について解説します。

3. 両審議会の提案する負債性金融資産の分類及び測定モデル

これらの公開草案において両審議会が提案する分類及び測定モデルでは、負債性金融資産は、図表1に概要を示した事業モデルと契約CF特性の要件に基づき、「償却原価」、「その他の包括利益を通じて公正価値(FVOCI: Fair value through other comprehensive income)」、「純損益を通じて公正価値(FVPL: Fair value through profit or loss)」の3つの測定区分に分類され

ます。償却原価及び FVOCI に分類される資産には、公正価値オプションの適用を選択することもできます。このオプションの選択は当初認識時にのみ行うことができ、事後に取り消すことはできません。なお、IASB の IFRS 第9号および限定的修正 ED では、公正価値オプションの選択は会計上のミスマッチを除去または大幅に低減する場合に限定されています。

【図表1：両審議会の負債性金融資産の分類及び測定モデル】

測定区分	分類要件	
	事業モデル	契約 CF 特性
償却原価	契約 CF の回収	元利のみの支払い (SPPI) (注)
FVOCI	契約 CF の回収と売却の両方	元利のみの支払い (SPPI)
FVPL	その他	制限なし

(注)元利のみの支払、すなわち元本及び元本残高に対する利息のみの支払を SPP (I solely payments of principal and interest) という。

4. 2013年9月から12月までの再審議の主な内容と仮決定

以下では、2013年9月から12月までのIASBとFASBの合同会議で審議が行われた契約CF特性の要件、事業モデルの要件、およびSPPI要件を使用しないことを決めたFASBの12月の仮決定について解説します。

(1) 契約CF特性の要件

現行のIFRS第9号及びASU案では、契約CFの特性は以下のように定義されています。

金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日を生じる。

以下では、この契約CF特性の要件 (SPPI要件) に関連して、①元本の意味、②利息の意味、③貨幣の時間価値の意味、④条件付特徴の各論点及びそれらに関連する仮決定について説明いたします。

①元本の意味

現行のIFRS第9号及びASU案では、負債性金融資産が償却原価 (及び限定的修正EDで提案されているFVOCI) に適格となるには、事業モデル要件に加えて、SPPI要件を満たさなければなりません。そのため、「元本」が何を意味するのかが重要になります。

しかし、「元本」についてIFRS第9号とASU案の記述が整合していません。すなわち、IFRS第9号は元本を定義しておらず、元本については結論の根拠において「利息であるキャッシュ・フロ

一は、常に、債務者に提供された金銭(「資金提供された」金額)と密接な関係がある。」とされており、債務者に提供された金銭と考えられていました。

これに対し、FASBのASU案において元本は「当初認識時に保有者により移転された金額」と定義されています。両審議会の元本に関する記述の不整合について懸念を示すコメントが多く、また、回答者によっては、元本を契約で定められた金額であるとする見解もありました。

スタッフは、元利の満期一括返済型のローンで、契約上の元本がCU100、金利が5%、発行価額がCU98(契約上の金利と発行時の市場金利が異なる場合にこうした金額になることがある)、流通市場で現在の保有者がCU95で購入する例を提示し、次の3つの代替案を検討しました。現在の保有者の元本は、代替案1では、契約上の元本であるCU100、代替案2はIFRS第9号に示されているもので、金融商品の当初発行時に債務者に提供された金額であるCU98となり、代替案3はFASBのASU案に示されているもので、資産の対価として現在の保有者により移転された金額であるCU95となります。

スタッフは現在の保有者の観点からみた金融資産の経済的実質を反映していることを理由に代替案3を推奨し、両審議会はスタッフの推奨どおり、元本を「資産の対価として現在の保有者により移転された金額」と定義することを仮決定しました。

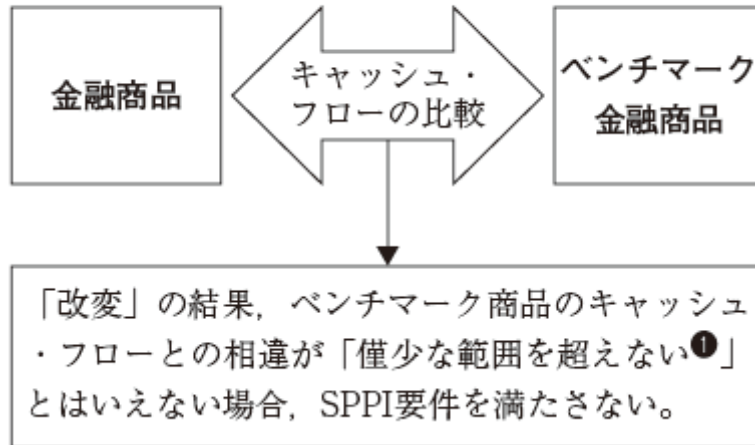
②利息の意味

IFRS第9号及びASU案では、利息は以下のように定義されています。

特定の期間における元本残高に関する貨幣の時間価値及び信用リスクへの対価(ただし、FASBのASU案では対価に流動性リスクに対するプレミアムが追加して含まれる)

上記の定義によると、利息の構成要素は元本、貨幣の時間価値及び信用リスクとなります。IASBの限定的修正EDとFASBのASU案では、この3つの構成要素の関係が完全とは言えない「改変された経済的関係」という考え方が提案されています。「改変された経済的関係」とは、具体的には、金利改定の頻度(たとえば、1か月ごと)と金利の期間(例えば3か月物LIBOR)が一致しない場合や金利にレバレッジがかかっている場合のことをいいます。両審議会の公開草案では、こうした関係を有する金融商品のキャッシュ・フローを「完全な(ベンチマーク)」金融商品のキャッシュ・フローと比較して、その相違が「僅少な範囲を超えない^①」場合にSPPI要件を満たすとしています[図表2]。

【図表2：改変された経済的関係におけるSPPI要件の評価】



この提案に関連して、①利息に含まれる要素は貨幣の時間価値及び信用リスクに限定されるのか、②SPPI要件の評価にあたり、少額の罰金などの些細な特徴も考慮すべきかなどの疑問が寄せられました。こうした疑問に対応して、両審議会は、リターンを期間配分する償却原価が有用な情報を提供することになる基本的な貸付タイプのリターンがSPPIの論理的根拠であることを強調したうえで、利息に含まれるものを以下のように明確化することを仮決定しました[図表3]。

【図表3：利息の要素】	
利息の要素	<p><u>最も重要で一般に容認されている要素</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貨幣の時間価値の対価 ・信用リスクの対価 <p><u>含まれる可能性のある要素の例</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・流動性リスクの対価 ・利益マージン ・一定期間にわたり金融資産を保有することに関連するコスト(サービシング・コスト)の対価 <p>(ただし、これらは利息の要素の網羅的なリストではない)</p>
利息の要素に含まれないもの	ある期間及び累積ベースの両方で些細な金額(少額の罰金など)

③貨幣の時間価値の意味

前述のように、IASBの限定的修正EDとFASBのASU案では「改変された経済的関係」という考え方が提案されていますが、この提案の基本的な考え方は、貨幣の時間価値に対する対価

は完全である必要はなく、比較的に軽微な改変であれば、金融商品は SPPI 要件を満たすというものです。

これに対し、貨幣の時間価値という概念をどのように適用するかについて、さらなるガイダンスが必要だとするコメントが多くありました。とりわけ、特定の期間の平均値を用いる参照金利(たとえば、前1か月間の3か月物金利の平均値を用いて決定された3か月物金利)や期間の特定されていない参照金利(たとえば、米国のプライムレート)に連動する金利などが、SPPI 要件を満たすかどうかについて疑問が提起されました。

こうしたフィードバックを受けて、スタッフは、貨幣の時間価値を明確化する必要があると考えました。スタッフ・ペーパーでは、一般的に、貨幣の時間価値は時間の経過のみに対する対価であり、伝統的な経済理論では、リスク・フリー・レートに反映されるとしています。また、これまで、国債の金利がリスク・フリー・レートとして用いられてきましたが、現在の経済状況では真にリスク・フリーと考えられる金融商品は存在しないと考えられるとしています。

そのため、スタッフは、貨幣の時間価値をリスク・フリー・レートと定義せず、貨幣の時間価値の対価の目的が、時間の経過のみに対する対価を提供することであることを明確化すべきだと考え、両審議会もこれに同意しました。こうした明確化によって、特定の期間に観察された平均金利によって決定された金利や銀行の参照金利を用いて決定された金利などは、特定の通貨に関する時間の経過に対する対価のみを提供すると考えることができます。

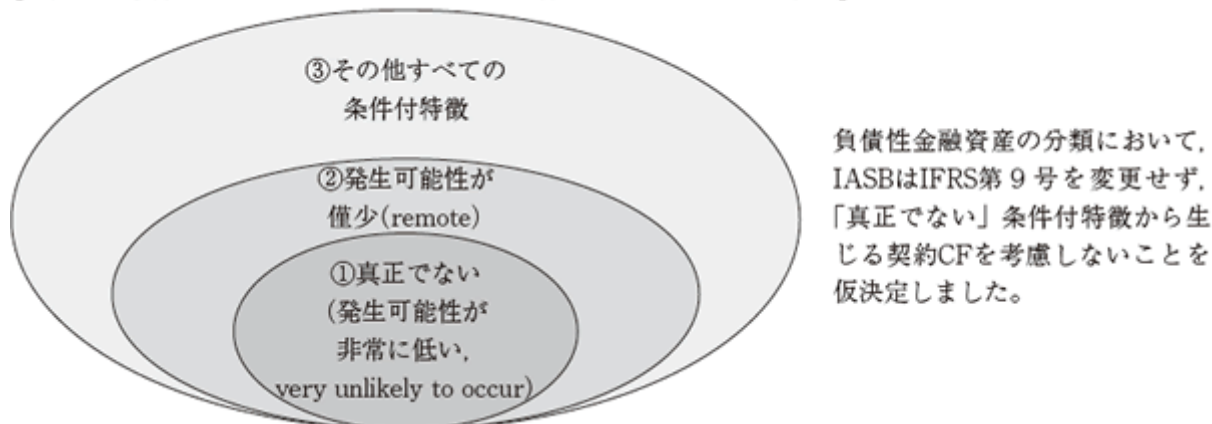
④条件付特徴

現行の IFRS 第9号と ASU 案において、将来の事象(トリガー事象)を条件とする条件付特徴(たとえば、債務者の信用状態が悪化した場合に債務者が発行する資本性金融商品への転換条項)は、その特徴が「真正でない」場合、分類において考慮されません。「真正でない」特徴とは、極めて稀で異常な、発生する可能性が「非常に低い(very unlikely to occur)」事象が発生した場合にのみ契約 CF に影響する特徴のことをいいます。

コメント回答者の多くは、金融商品には一般的に条件付特徴が含まれることが多く、こうした条件付特徴のトリガー事象の発生可能性は「非常に低い」とはいえなくとも、「僅少(remote)」である場合があることを指摘しました。現行の IFRS 第9号と ASU 案では、条件付特徴の発生可能性が「非常に低い」を上回っていれば、たとえ「僅少」であっても、条件付特徴の発生の結果として生じる契約 CF が SPPI 要件を満たさない場合、負債性金融資産は SPPI 要件を満たさず FVPL に分類されることとなります。

この点について、IASB は、現行の実務上、「真正でない(発生可能性が「非常に低い」)」を閾値とすることに問題は生じていないと考え、現行のガイダンスを踏襲することを単独で仮決定しました[図表4]。

【図表 4：条件付特徴の発生の可能性がSPPI要件の評価に考慮される範囲】



このIASBの仮決定は、たとえば、ベイルイン条項の付いた金融商品がFVPLに分類される可能性があることを意味します。ベイルイン条項とは、発行者が規制上の自己資本比率を満たさなくなった場合に金融商品の元利合計額の一部または全部が消滅する、あるいは元利の残存合計額の価値を反映しない発行者自身の資本性金融商品に転換されるといった金融商品に付帯する条項のことをいいます。ベイルイン条項に抵触することが「真正でない(発生可能性が非常に低い)」とは言えない場合、条件付特徴の発生の結果として生じるキャッシュ・フローがSPPI要件を満たさなければ、負債性金融資産はFVPLに分類されることになります。

これに対して、FASBは、発生可能性が「僅少」な条件付特徴によって負債性金融資産を償却原価またはFVOCIに分類することが妨げられるべきではないと考えました。FASBは、条件付特徴の発生前の契約CFがSPPI要件に合致している場合、SPPIではないキャッシュ・フローを生じさせる条件付特徴の発生可能性が「僅少」であれば、なおSPPI要件に合致するとの仮決定を行っていました。

このように、FASBも条件付特徴の発生可能性について検討していましたが、2013年2月に、SPPI要件そのものを使用しないことを仮決定しています。

(2) 事業モデルの要件

IASBとFASBは2013年11月に事業モデルの要件について共同で再審議を行いました。検討が行われたスタッフ・ペーパーはガイダンスの明確化を求める内容にとどまり、根本的な変更を提案するものではありませんでした。

但し、特に重要と考えられるのは、FVOCI測定区分に適切となる事業モデルの適用ガイダンスの明確化に関する仮決定です。FVOCIは限定的修正EDで導入が提案されている新たな測定区分です。負債性金融資産をFVOCIに分類するためには、契約CFの回収と売却の両方のために保有する事業モデル要件を満たす必要があります[図表1]。一部のコメント回答者から、FVOCIの事業モデルに関して、契約CFの回収と売却が事業モデルの目的なのか、あるいは結果なのか明瞭でない、すなわち契約CFの回収と売却を目的としている場合にFVOCIに区分

されるのか、結果として売却される場合に FVOCI に区分されるのかが明瞭ではないとの懸念が提示されました。

このような懸念に対応するために、両審議会は、契約 CF の回収と売却の両方のための金融資産の保有は、目的そのものではなく、特定の目的を達成するための管理方法の結果であることを明確化することを仮決定しました。特定の目的とは、たとえば、流動性の管理、金利リスクの管理、利回りの管理やデュレーションのミスマッチの管理などを意味します。したがって、この結果、売却される場合は、FVOCI に区分されると考えられます。

なお、スタッフ・ペーパーによれば、償却原価測定区分の場合は、契約 CF の回収は事業モデルの目的であり、かつ、結果でもあります。

(3) FASB の 12 月の仮決定

FASB は 12 月の単独の会議で SPPI 要件を使用しないことを仮決定しました。これを踏まえて、FASB は複合金融資産について一定の要件に該当する場合に区分処理を要求する現行のガイダンスを維持することを仮決定しました。FASB が ASU 案に対して受領したフィードバックは、SPPI 要件について極めて否定的だったので、FASB は、SPPI 要件以外の CF 特性の評価を用いた新たなアプローチを開発すべきか追加的分析を行うようスタッフに指示しています。したがって、FASB は、負債性金融資産の分類及び測定について、IASB とは異なる方向で検討を進めることになると考えられます。

5. 今後の動向

IASB は、2014 年 1 月の月次会議で、IFRS 第 9 号に基づく負債性金融資産の分類及び測定と公開草案「保険契約」に基づく会計処理の相互関係、表示及び開示、初度適用時の比較情報の表示などについて審議を行いました。また、2 月の月次会議では IFRS 9 号の完成版の強制適用日についての議論が行われる予定です。2014 年 1 月 27 日付のワークプランでは IASB は 2014 年 Q2 に基準を最終化する予定となっています。

一方、FASB では、CF 特性を用いた新たな評価モデルの分析及び提案されている事業モデルの評価についての追加分析と潜在的な代替案が今後の会議に提出される予定となっています。

① IASB は 9 月の会議で「僅少な範囲を超えない (not more than insignificant)」の閾値を、「重大でない (not significant)」に変更することを仮決定しています。